

雇用の安定と創出を求める意見書（案）

働くことは、生活の糧を得るだけでなく、生きがいであり、憲法に保障された国民の権利であることから、雇いを安定させることは国の重大な責務の一つです。

政府は、少子高齢化が進み人口が減少する中、日本経済を再生し、我が国の経済社会を持続可能なものとしていくための成長戦略において、人材こそが日本が世界に誇る最大の資源であるとの観点から、世界トップレベルの雇用環境を実現し、産業競争力を強化することとしています。

しかしながら、我が国の経済は、全体では明るい兆しがみられるものの、その効果は中小企業や小規模事業者が多くを占める地方にまで十分に及んでいない状況です。

また、消費税率の引上げに対する懸念から、先行きを不安視している企業が多いという実態も見られます。こうした状況を打破し、地域の隅々にまで効果を行き渡らせるためには、地方の創意工夫を生かした産業競争力の強化対策や雇用対策、さらには、中小企業・小規模事業者の革新に向けた取組の支援など、地域経済が成長、活性化し、雇用の安定と創出がなされる対策を国と地方が連携して取り組むことが不可欠であります。

加えて、長時間労働や過重労働などによる過労死が社会問題となっており、その対策が求められています。

よって、国におかれては、雇用の安定と創出を図るため、下記の事項について実施されるよう要望し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 労働規制の緩和に当たっては、雇用の安定を求める労働者がいることに配慮し、慎重に対応すること。
- 2 学校における職業教育、進路指導、職業相談等の就労支援を拡充すること。
- 3 長時間労働や過重労働などによる過労死をなくすため、過労死防止施策を総合的に推進すること。
- 4 情報通信技術・環境・エネルギー分野、医療・介護分野など成長分野において産業の育成と助成を図り、雇いを創出すること。
- 5 今後実施される経済・雇用対策においては、引き続き「地方再生」の考えのもと、地域の実情を十分に踏まえ、地域経済の更なる発展と雇用の安定に資する施策を国と地方が連携して取り組むこと。

平成27年 3月24日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣 宛
厚生労働大臣
経済産業大臣
地方創生担当大臣

長野市議会議長 高野正晴